

平成28年度税制改正大綱 Part V 消費税

1. 高額資産を取得した場合における消費税の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し【消費税】

(1) 事業者免税点制度及び簡易課税制度の見直し
課税事業者が本則課税の課税期間中に、下記資産を取得した場合には、その資産を取得した課税期間を含んで3年間は、強制的に課税事業者であり、かつ、本則課税となる。(=免税事業者、簡易課税制度は適用できない)

① 高額資産の課税仕入れ等

⇒ 取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産

または

調整対象固定資産(取引単位につき、支払対価の額が税抜100万円以上の棚卸資産以外の資産)

② 自ら建設等をした資産(建設等に要した費用の額が税抜1,000万円以上)

(2) 平成28年4月1日以後の高額資産の課税仕入れ等から適用開始

(平成27年12月31日までに締結した契約は除かれるため、従前の規定が適用される。)

2. 消費税の軽減税率制度の導入【消費税】

(1) 施行日: 平成29年4月1日

(2) 軽減税率: 8% (うち、地方消費税1.76%)

(3) 対象品目: ① 飲食料品の譲渡(酒類、外食サービスを除く。)

② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

軽減税率(「外食」に当たらない)

(テイクアウト・持ち帰り・宅配)

① 「飲食設備を設置した場所で行うものではないもの」

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザの宅配

屋台での軽食

(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

寿司屋の「お土産」

② 「その場で飲食させるサービスの提供(食事の提供)」に

当たらないもの

コンビニの弁当・惣菜

(イートイン・コーナーのある場合であっても、

持ち帰りが可能な状態で販売される場合は「軽減」)

標準税率(「外食」に当たる)

(外食・イートイン)

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提

に提供される飲食料品

(例: トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある

食器に盛られた食品)

ケータリング・出張料理

3. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入【消費税】

(1) インボイス制度導入までの経過措置

インボイス制度が導入されるまでの間における仕入税額控除制度は、現行の請求書等保存形式を維持しつつ、区分経理を行うことで対応する。経過措置期間中について、下記内容が設けられる。

① 軽減税率の対象品目に係るものについては、『軽減対象課税資産の譲渡等である旨』『税率の異なるごとに合計した対価の額』を請求書等に追加で記載しなければならない。

② 税率を異なるごとに区分することが困難な事業者のみ、一定期間、売上税額及び仕入税額の簡便計算が認められる。

(2) インボイス制度の概要(平成33年4月1日から適用開始)

現行の請求書等保存形式に代えて、課税事業者が発行した『適格請求書』の保存を仕入税額控除の要件とする。なお、適格請求書発行事業者には、『適格請求書』の交付義務が課せられる(一定の取引を除く)。

① 適格請求書: 適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項を記載した書類

② 適格請求書発行事業者: 税務署長に申請書を提出して、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者(平成31年4月1日から申請受付開始)

③ 免税事業者からの課税仕入

原則: 仕入税額控除不可

特例: インボイス制度導入後の一定期間のみ、課税仕入れに係る消費税相当額に一定の割合を乗じて算出した額のみ控除可能